

別表六（二十八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が令和2年改正前の措置法第42条の12の6第2項《革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 3 「当期税額基準額
 $(18) \times \frac{20 \text{又は} 15}{100}$ 」¹⁹ は、「継続雇用者給与等支給増加割合14」の割合が0.03以上である場合には「又は15」を消し、その他の場合には「20又は」を消します。
- 4 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します。
 - (1) 当期の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等23」の「前事業年度等②」の月数とが同じ場合 「23」から「27」までの「前一年事業年度等特定期間③」の各欄は、記載しません。
 - (2) 「事業年度等又は連結事業年度等23」の「前事業年度等②」の月数が当期の月数に満たない場合 「24」から「27」までの「前事業年度等②」の各欄は、記載しません。
 - (3) 「事業年度等又は連結事業年度等23」の「前事業年度等②」の月数が当期の月数を超える場合 「23」から「27」までの「前一年事業年度等特定期間③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額27」の「前事業年度等②」には「同上のうち継続雇用者に係る金額25」の「前事業年度等②」の金額のうち措置法令第27条の12の4の2第13項第2号ロ《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除》に規定する前事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。
- 5 「設備の概要」には、その設備が、革新的情報産業活用設備に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。